

委託聴講に関する細則

第1条 加盟大学の大学院フランス語フランス文学専攻課程(その他広く「フランス文化」に関する専攻課程をすべて含む)に在籍する学生は、必要単位の一部を他の加盟大学の大学院において取得することができる。

2 他大学の大学院において取得できる単位の数は、所属大学院の定めるところによる。

第2条 前条により単位取得の目的で他大学大学院の授業を聴講しようとする学生は、所定の用紙により願い出て、所属大学院の承認と、聴講を希望する他大学院の許可を得なければならない。

2 単位取得を目的としない聴講も前項に準ずる。

第3条 委託聴講の願いが受理されたならば学生は聴講先の大学院に対し、聴講料を納入しなければならない。

2 聴講料は聴講先大学院の定めるところによる。

第4条 委託聴講生の出願期限は原則として4月30日までとする。

第5条 委託聴講生を受入れた大学院は、学年末に、委託聴講生の所属大学院に、「委託聴講生成績通知書」を送付するものとする。

附 則

本細則は、2004 年 4 月 1 日より施行する。